

平成19年度樹立

## 国有林の森林計画のあらまし (後志胆振森林計画区)

計 画 期 間

【地域管理経営計画】 平成20年4月1日～平成25年3月31日  
【国有林野施業実施計画】 平成20年4月1日～平成25年3月31日



ホロホロ山自然休養林

【お問い合わせ先】

北海道森林管理局計画部計画課

住所 〒064-8537 札幌市中央区宮の森3条7丁目70番  
TEL: 011-622-5241 FAX: 011-614-2652

後志森林管理署

住所 〒044-0002 虻田郡倶知安町北2条東2丁目  
TEL: 0136-22-0145 FAX: 0136-22-0106



北海道森林管理局

国民の森林・国有林

注:本資料は計画書本体ではなく、計画の概要を取りまとめたものです。



## 2 森林の働き

森林の働きは、主に次の5つに分けられます。

### 水源かん養機能

森林は、雨水などを蓄えてゆっくりと河川に流し、洪水や濁水を緩和しています。また、その過程で濁りを抑えたり、水質を浄化しています。



### 山地災害防止機能

森林は、樹根や下層植生の働きによって、土砂の流出や山崩れなどを防いでいます。

### 生活環境保全機能

森林は、空気をきれいにし、さらに強風や飛砂、騒音などを防止し、私たちの生活環境を過ごしやすくしてくれます。



### 保健文化機能

森林は、森林浴やレクリエーションの場を提供し、心身を健康にしてくれます。また、多様な野生生物の生息・生育の場となっています。



### 木材等生産機能

森林は、環境に優しく、私たちの生活に必要なかつ再生できる資源である木材を供給してくれます。



## 3 管理経営の基本的な考え方

森林に対する国民の要請は、国土の保全や水源のかん養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の観点から期待が高まるなど、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化してきています。

本計画では、こうした国民の要請と期待の下で、本計画区における課題等を踏まえ、

- ① 国土の保全その他国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るとともに、
  - ② 林産物を持続的かつ計画的に供給し、
  - ③ 国有林野の活用により地域の産業の振興又は住民の福祉の向上に寄与することを目標として、個々の国有林野を重点的に発揮させるべき機能によって、
    - ① 国土の保全、水源かん養等安全で快適な生活の確保を重視する「水土保全林」
    - ② 貴重な自然環境の保全や国民と自然とのふれあいの場としての利用を重視する「森林と人との共生林」
    - ③ 木材の持続的な生産を重視する「資源の循環利用林」
- の3つに区分し、それぞれの目的に応じて、「国民の森林」として、国有林野の管理経営に取り組んでいくこととしています。

## 4 機能類型の現況と機能に応じた管理経営の推進

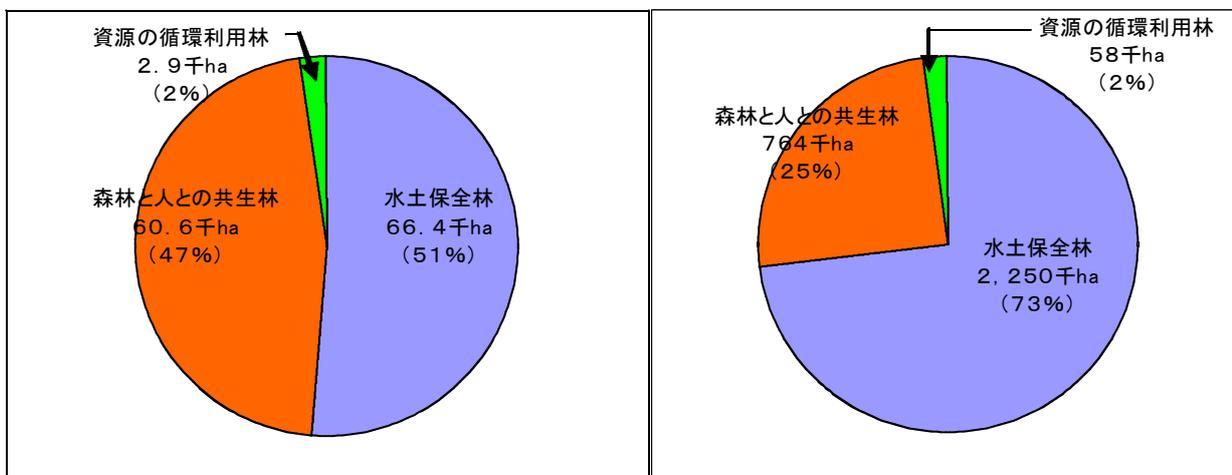
本計画区では、「水土保全林」が約6万6千ha（計画区内の国有林野全体の51%）、

「森林と人との共生林」が約6万1千ha（同47%）、「資源の循環利用林」が約3千ha（2%）となっています。

【機能類型別面積】

【後志胆振計画区】

【北海道国有林】



(1) 国土保全林

国土保全林は、その目的によって「国土保全タイプ」と「水源かん養タイプ」に細分しています。

「国土保全タイプ」の森林は、土砂崩れ、土砂の流出等の山地災害や飛砂、潮害等の気象災害を防ぐことを目的として森林施業を行うとともに、必要に応じて治山施設を整備します。また、「水源かん養タイプ」の森林は、渇水や洪水の緩和等を目的として森林施業を行います。



(2) 森林と人との共生林

「森林と人との共生林」は、その目的によって「自然維持タイプ」と「森林空間利用タイプ」に細分しています。代表的な森林として、保護林（15箇所）とレクリエーションの森（18箇所）があります。

「自然維持タイプ」の森林は、特に森林生態系における生物の多様性を図る観点から、良好な自然環境にある森林や貴重な野生生物が生息・生育する森林を対象とし、原則として自然の推移に委ねることとしています。

また、「森林空間利用タイプ」の森林は、国民の皆さんに森林浴や野外スポーツなどの活動を通じて森林とのふれあいを体験していただくため、その利用形態に応じて森林施業や施設の整備を行います。



(3) 資源の循環利用林

「資源の循環利用林」では、国民生活に必要な木材を安定的かつ効率的に供給することを目的としており、木材の生産目標に応じて森林施業を行います。

## 5 流域管理システムの推進

民有林と国有林、上流と下流が一体となって、地域の森林、林業・木材産業の振興を図る取組を進めるため「国有林野事業流域管理推進アクションプログラム」に基づき、道、市町村、林業・木材産業関係団体等との連携のもとで、①林業技術の普及・啓発、②下流住民等に対する情報提供、林業体験活動等の取組を行っています。



低コスト路網現地検討会

「民有林と連携した技術検討会の実施」（後志森林管理署）

道有林を管理経営する後志森づくりセンターと一般民有林行政を所管する後志総合振興局林務課と連携し、道有林、国有林において、それぞれのトドマツ高齢級人工林の取扱い、治山事業等の特徴的な事業を題材として林業技術等に係る現地視察及び検討会を実施しています。

## 6 主要事業の考え方と事業量（平成20年度～24年度の5ヶ年分）

本計画区における、伐採、人工造林等の更新、下刈等の保育、適切な森林施業及び管理に必要な林道の開設等の各事業量は以下のとおりです。

### ① 伐採総量

区分	主伐	間伐	臨時伐採量	計
材積	0m <sup>3</sup>	161,029m <sup>3</sup> (9,414ha)	8,500m <sup>3</sup>	169,529m <sup>3</sup>

注) ( )は、間伐面積です。

### ② 更新総量

区分	人工造林	天然更新	合計
面積	2ha	48ha	51ha

### ③ 保育総量

区分	下刈	つる切り・除伐	合計
面積	1,422ha	182ha	1,604ha

### ④ 林道事業量

区分	開設	改良
(箇所数等) 延長	(2路線) 8.5km	(9箇所) 1.9km

### ⑤ 治山事業量

区分	保全施設(箇所)	保安林の整備(ha)
箇所数等	41	117

## 7 国有林野の維持と保存

### (1) 森林の保全巡視等

森林の保全巡視に当たっては、野生生物の生息・生育状況、森林病虫害や鳥獣害の発生状況、廃棄物の不法投棄の状況、各種標識の設置状況等を把握するとともに、境界の巡視と境界標の確認等を計画的に行うなど、適切な国有林野の保全管理に努めていきます。



NPO等による  
高山植物の保護活動(大平山)

さらに、生物多様性の保全の観点から、地域住民、ボランティア、NPO 等とも連携を図りながら、高山植物等の希少種の保護等に努めます。

(2) 森林や希少野生生物の保護

① クマゲラ及びクマタカ・オオタカ等生息森林

国の天然記念物に指定されているクマゲラ及び国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ・オオタカ等の生息環境の保全を図るため、これらの生息状況に応じた森林施業を推進します。

また、このほかの希少野生生物種についても、その生息・生育の把握に努め、学識経験者から助言を得るなど、その保護に配慮した森林施業に努めます。



② 植物群落保護林の保護

希少な石灰岩生植物が多く分布する「大平山植物群落保護林」やブナ自生地北限地帯の代表的な森林である「歌才植物群落保護林」については、その保護を図るため、関係機関等で構成された協議会により、普及啓発活動等を実施するとともに、荒廃が確認された植生の回復の取組を進めます。また、氷河期の生き残りとなる貴重なフサスギナが分布する「大谷地植物群落保護林」等を対象として、入林者へのマナー啓発や不法投棄の監視活動等植生保全のための活動を行います。



③ 北限のブナ林の保全等

寿都町において、新たに最北のブナ林が確認されたところであり、地元自治体等と連携しつつ、保全を図っていくとともに、生物多様性の保全に資する観点から、「北限のブナ復元」の取組を推進します。

8 国民参加の森林づくり

「直接森林とふれあい、森林の豊かさを理解しながら、森林づくりに参加したい」という声に応えるため、フィールドの提供、技術の指導等を行うなどにより国民参加の森林づくりを推進します。



ふれあいの森

名称	面積 (ha)	森林管理署
登別温泉ふれあいの森	14.83	後志森林管理署

遊々の森

名称	面積 (ha)	森林管理署
ふおれすと鉦山ふれあいの森	22.39	後志森林管理署
有珠山復興の森	30.84	後志森林管理署